

2024年1月29日  
令和5年度第2回  
あま市人権施策推進審議会

## 性的マイノリティが経験する困難と パートナーシップ、ファミリーシップ制度

風間孝(中京大学)

### LGBT理解増進法の成立(2023年6月) 日本初の「性の多様性」を記した法律

令和5年6月23日 金曜日

官報

(号外第132号)

18

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律をこ  
に公布する。

御名 御璽  
国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

#### 法律第六十八号

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必  
しも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理  
解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明  
かにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェ  
ンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を醸成し、もって性的指向及びジェンダーアイ  
デンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指  
向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関  
するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

#### (基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策  
は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人  
権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、性的指向及び  
ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下  
に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなけ  
ればならない。

#### (国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、性的指向及びジェ  
ンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施する  
よう努めるものとする。

#### (地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念に基づき、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、  
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定  
し、及び実施するよう努めるものとする。

#### (事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関す  
るその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行  
うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進  
に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティ  
ティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## I 性の多様性についての考え方

Q 性はいくつあるか？ それは、どのように区別されるか？

# 性の多様性を理解するための4要素

- ① **戸籍の性**: 法律上の性別、生まれたときに割り当てられた性別  
← **生物学的性別**
- ② **性自認(ジェンダー・アイデンティティ)**:  
自分自身が認識している自分の性別
- ③ **性表現**: 行動、振る舞い、外見等に結びつけられた性別
- ④ **性的指向**: 感情的・身体的に惹かれる性別

## ● 性別表記 (法律上の性別)

公開資料等をもとに調査した結果、現在、次に掲げるパスポートにおいて、性別欄に男性又は女性のいずれでもない“X”等の表記を認めている。

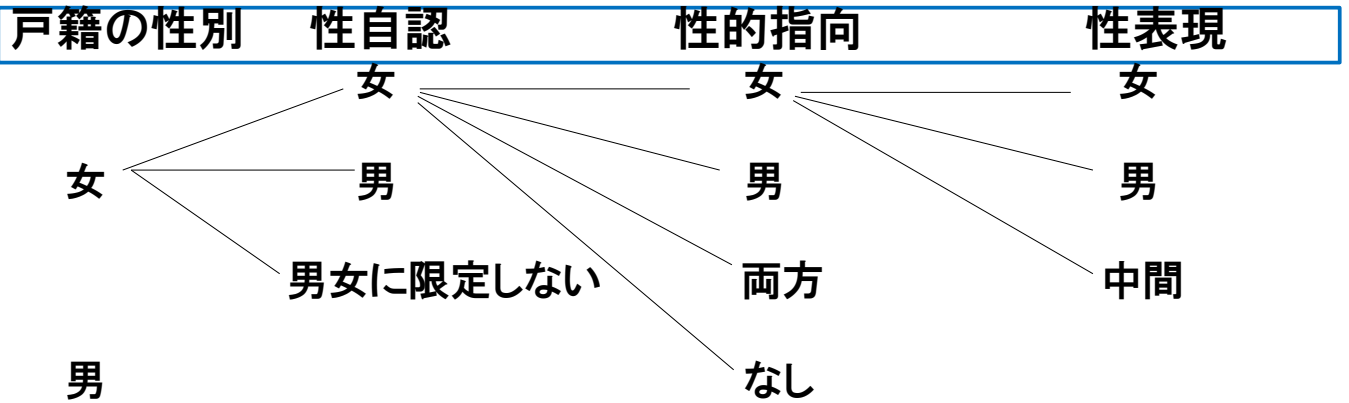
開始年月	パスポートの性別表記 (意味)	開始年月	パスポートの性別表記 (意味)
オーストラリア (2011年9月)	X (intersex/indeterminate/unspecified/ non-binary)	台湾 (2018年1月)	X ※ 2018年1月時点では台湾内務省の認可待 ちの状況。実際にパスポートが発給され ているかは不明。
ニュージーランド (2012年12月)	X (gender diverse)	ドイツ (2018年8月)	X (diverse/unspecified)
デンマーク (2014年9月)	X	オランダ (2018年10月)	X (gender neutral) ※ 裁判所が認めた場合に限られ、実例は 極めてわずかの模様。
マルタ (2015年7月)	X	アルゼンチン (2021年7月)	X
ネパール (2015年8月)	O (other)	アメリカ (2021年10月)	X
パキスタン (2017年6月)	X	インド (不明)	T(transgender)
カナダ (2017年8月)	X (another gender)		

(内閣府男女共同参画局)

(法律上)

## 性はいくつあるか？

108通りの性



X(男女に限定しない)

3

×

3

×

4

×

3=108

## 性の4要素：性は連続している(グラデーション)

①戸籍(法律上)の性別

○女性 ●男性 ○その他

②性自認

女性 ←—————●————→ 男性

③性的指向

女性 ←—————●————→ 男性

④性表現

女性 ←—————●————→ 男性

性は人の数だけある

②③④は連続している

## 愛知・岐阜LGBTQ 「声をあつめる」 プロジェクト アンケート結果

方法：web上にてアンケート調査（日本語、英語、ポルガル語）を実施した。調査期間は2021年3月19日～4月30日

（有効回答数は465）

対象：愛知・岐阜に在住・在勤・在学している人および過去に在住・在勤・在学していた人を対象

### 回答者の性のあり方

	n	%
ゲイ	88	18.9
レズビアン	64	13.8
Xジェンダー／ノンバイナリー	47	10.1
ヘテロセクシュアル	40	8.6
トランスジェンダー	39	8.4
バイセクシュアル	37	8.0
パンセクシュアル	31	6.7
シスジェンダー	27	5.8
クエスチョニング	22	4.7
アセクシュアル	12	2.6
女性	8	1.7
男性	6	1.3
その他	34	7.3
無回答	47	10.1

## 性自認(性同一性;ジェンダー・アイデンティティ)

### ①一貫性をもって認識している自分の性別

～男である、女である、どちらでもない、男女の間を揺れ動く、など～

自分がどの性別に属しているかについての帰属意識

例:「女の子、集まって」と言われると自分を指していると理解する  
男性の人たちを見て「同性」がいると認識する

⇒出生時に割り当てられた性別と同じ性自認を持つとは限らない

## ② 出生時に割り当てられた性別と性自認の関係

トランスジェンダー: 出生時に割り当てられた性別と異なる性自認をもつ人

トランス男性: 出生時に女性を割り当てられたが性自認は男性

トランス女性: 出生時に男性を割り当てられたが性自認は女性

Xジェンダー/ノンバイナリー: 男性・女性いずれにも限定されない性自認

(シスジェンダー): 出生時に割り当てられた性別と性自認が同じ人

※ 出生時に割り当てられた性別:

子どもが誕生したときに認定される、女・男いずれかの性別

⇒ 日本: 出生証明書(出生届)に記載され、戸籍や住民票に反映

⇒ 子どもが性別を表明する以前に性別が割り当てられる

## トランスジェンダーにとっての課題

① 女の子として／男の子としてこれからずっと生きなさい

② 女の子は女らしく／男の子は男らしく生きなさい

・フェミニズムや男性学が問題化: ②

「女性だからといってどうして女性らしくしないといけないのか」

・トランスジェンダーが問題化: ①

どうして生まれたときに割り当てられた性別で生きなければならないのか？

# 性別への違和感は精神疾患ではない

性同一性障害と記載:WHO(1978)、米国精神医学会(1980)

2013年 米国精神医学会、性別違和gender dysphoriaに変更

2019年 WHO、国際疾病分類11版(ICD-11)から、性別不合gender incongruenceと名称変更し、精神疾患から「性の健康に関する状態」に分類することを決定(2022年1月から施行)

「性自認を含む、ジェンダー特性に関する表現が、出生時に割り当てられた性別に典型的とされるものとは異なることは、文化的に多様な人類に共通な現象であり、それを本質的な病理と見なしたり、否定的な見方をしたりすべきではない」(世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会, 2010)

## 性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)

①恋愛感情や性的関心がどの性別に向くか

異性に惹かれる

同性に惹かれる

両性に惹かれる

性的に惹かれない

→戸籍の性と反対の性に惹かれる人ばかりではない

◎性的指向 = 選択したものでも、趣味・病気でもない  
(×性的志向、性的嗜好)

## 性的指向

### ②様々な性的指向

**異性愛(者)**:性自認と異なる性に惹かれる

**同性愛(者)**:性自認と同じ性に惹かれる

**レズビアン**:性自認が女性で女性に惹かれる

**ゲイ**:性自認が男性で男性に惹かれる

**両性愛(者)**:性自認と同じ・異なる性に惹かれる(バイセクシュアル)

**無性愛(者)**:他者に性的に惹かれない(アセクシュアル)

**アロマンティック**:他者に恋愛感情を持たない

**パンセクシュアル**:性別に関係なく惹かれる

レズ／ホモ／オカマ／  
オナベ／オネエ／普通  
⇒侮蔑的なニュアンス

## 同性愛は精神疾患ではない

19世紀末 欧米の精神医学で同性愛が精神病と見なされる

1973年 アメリカ精神医学会、同性愛を疾病リストから外す

1990年 世界保健機関(WHO)、同性愛を疾病リストから外す

1995年 日本精神神経学会、WHOの考えを採用すると表明

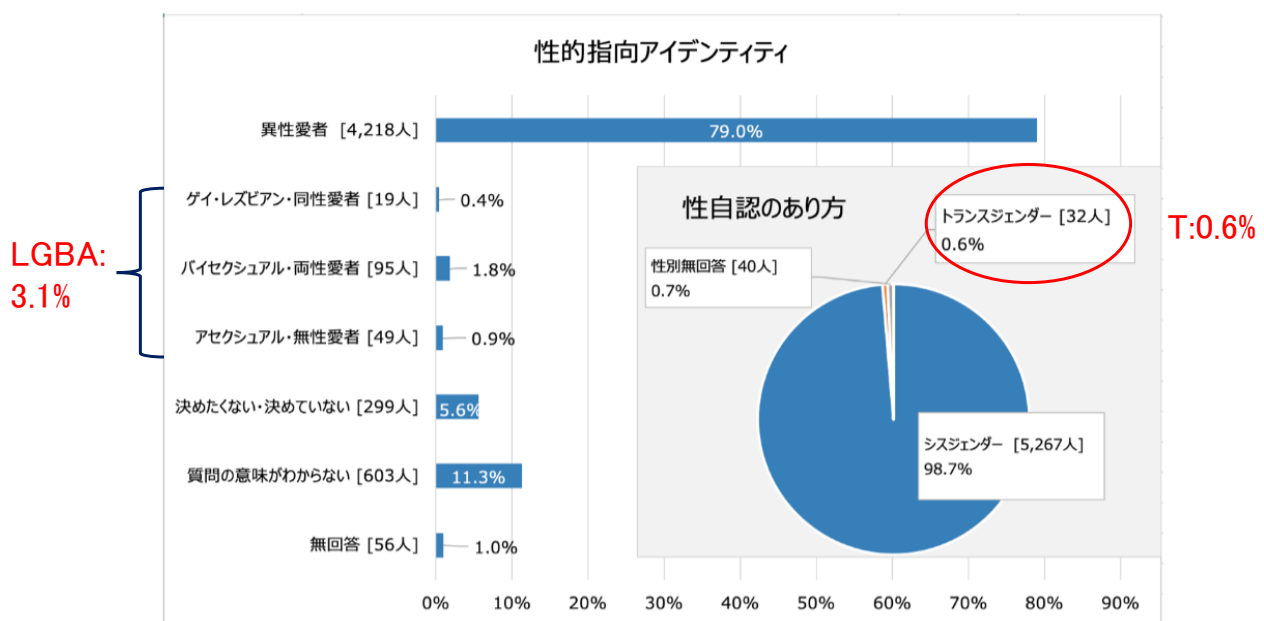
「同性への性的指向それ自体を精神障害とみなさない」



## 性的マイノリティとマジョリティ

	性的マイノリティ	性的マジョリティ
性的指向	レズビアン(L) ゲイ(G) バイセクシュアル(B)	ヘテロセクシュアル (異性愛者)
性自認	トランスジェンダー(T) Xジェンダー/ノンバイナリー	シスジェンダー
両方	クエスチョニング(Q): 性的指向や性自認がわからない・はっきりしない	

## 性的マイノリティ(LGBTA)の人口割合:3.5%



(2023年家族と性と多様性にかんする全国アンケート: 18000人抽出、18-69歳対象)

# SOGI(ソジ)、SOGIE(ソジー、ソギー)

SOGIE(=Sexual Orientation, Gender Intity and Gender Expression)

性的指向

性自認

性表現

・性的少数者＋性的多数者

→誰もがSOGIEを持ち、全ての人のSOGIEは尊重される  
性の多様性は全ての人にかかわる問題である



LGBTQ＋：性的少数者(の困難に焦点)

性の多様性~~≠~~性的マイノリティ？

性は連続している(＝グラデーション)  
(性の多様性は全ての人に関わる)



慣習や制度：異性愛者でシスジェンダーを前提  
→性的マイノリティ：生きる上で困難を経験

## Ⅱ 性的マイノリティをめぐる課題

### 1 メンタルヘルス

#### (1) 自殺念慮・未遂割合の高さ

・性的多数者より悪化しやすい状況

#### (2) 困難を抱える理由

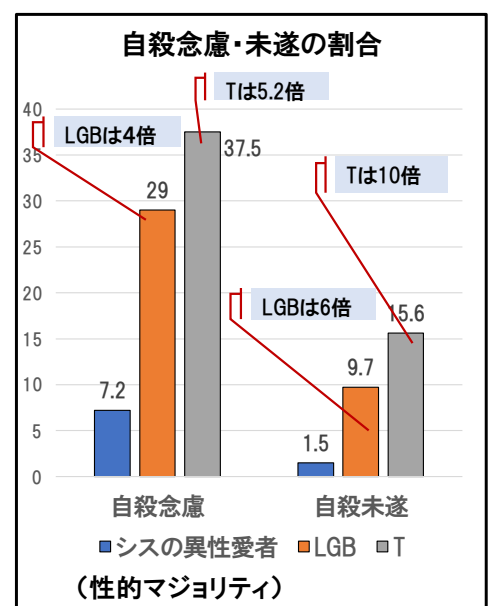
・性的少数者としてストレスを抱えやすい

(例: 性的マイノリティであることを隠さなければならぬ)

⇒ **偏見**を生涯にわたり継続的に経験

・自らの性的指向や性自認に嫌悪感を持つ

・社会的支援を得にくい



2019年大阪市民無作為抽出調査(N=4285)

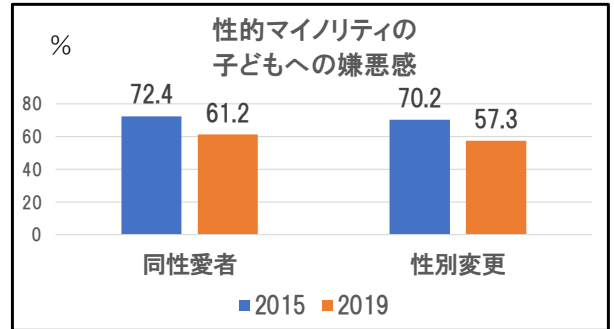
## 2 家族

### (1) 家族に打ち明けられない

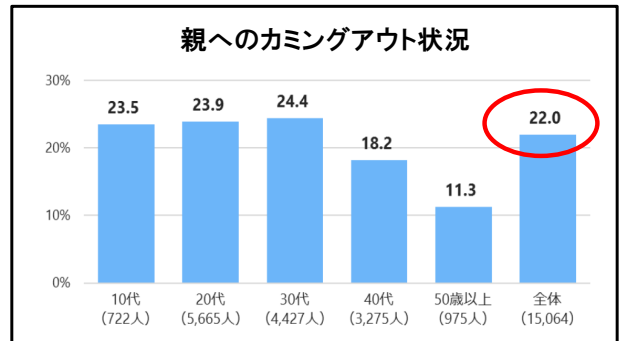
- ・否定されることを恐れる
- ・家族と距離をとる



家族の中で孤立



性的マイノリティについての意識全国調査(2015、2019)



(日高、2016:Reach Online2016)

### (2) 家族から否定・拒絶される

⇒「死んで欲しい」「出て行け」「気持ち悪い」など発言:メンタルヘルス悪化

⇒家から追い出されホームレスとなる場合も(河口 1999)

「性的指向について家族から理解が得られなかったために、家から追い出され、ホームレスとなった」

「家族の中で「不自然」「気持ち悪い」などの差別的な発言が繰り返され、メンタルヘルスを悪化させてしまった」

### ⇒親が子どもを受容し難い背景

- ・親自身が性の多様性について学ぶ機会を持っていない
- ・子への期待(孫の顔が見たい)
- ・自責の念(育て方が悪かった)
- ・周囲からの孤立や差別を恐れる

事例:LGBT法連合会「LGBTの困難の事例リスト第3版」より

Q 子どもから性的マイノリティだと打ち明けられたら、どのような態度を取りますか？

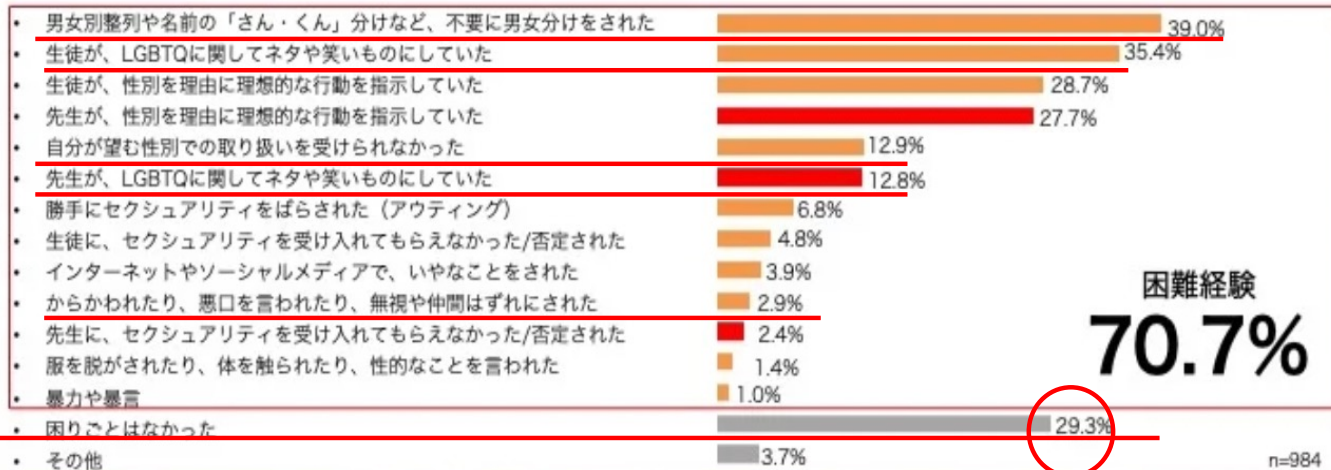
### 3 学校

このやりとりについて、どう思いますか？

Q 性的マイノリティについて取り組みをしていますか？

A うちの学校には性的マイノリティの児童生徒はいないので、今のところ、取り組む必要はないと思う。

## この1年で経験した、学校での困りごと



※アンケート概要：＜回収期間＞2022年9月4日～30日 ＜調査方法＞SNS等インターネットで募集  
 ＜回答数＞2670 ＜調査実施主体＞認定NPO法人ReBit



## （1） 不必要な男女分け

男女別整列や名前の「さん、くん」分けなど不要に男女分けされた 39.0%  
 自分が望む性別での扱いを受けられなかった 12.9%

① 制服、更衣室、プール(体育)、トイレ、宿泊研修、敬称(さん／くん)、性別による接し分け等

⇒トランスの児童生徒のアイデンティティ否定(不登校や中退)

例：トイレ どちらも行きにくく膀胱炎などの排泄障害に

② 対応

・必要のない場合：男女で分けない

敬称、持ち物の色、整列、席順、制服、髪型等

・個別対応：トイレ、修学旅行の部屋、風呂、健康診断等

「**トイレで立って用を足すのに抵抗があったので給食の時間に体育館やプールなど、ひと気のないトイレを使っていた**」

(トランス女性:戸籍・男性、性自認・女性)

「**女子の制服が嫌で、スカートの下に常にズボンをはいていた。それは反抗じゃなくて制服が嫌だったんだけど、頭ごなしに怒られた**」(トランス男性:戸籍・女性、性自認・男性)

「**健康診断で男子は上半身裸で待つのが嫌だった。先生に「一番最後にして欲しい」と相談しても取り合ってもらえなかった**」(ゲイ)

## (2) いじめやからかい

### ①いじめ・からかい・笑いの対象

生徒がLGBTQに関してネタや笑いものにしていて 35.4%

先生がLGBTQに関してネタや笑いものにしていて 12.8%

暴力や暴言 1.0%

⇒自尊心の低下:自殺念慮

## ②差別は悪意に基づくとは限らない

### (マイクロアグレッション)

意図する・しないにかかわらず、言葉や態度に現れる  
思いこみ・偏見や差別に基づく見下し・傷つける態度

- ・異性に惹かれることを前提とする会話  
(彼氏・彼女いる？ 将来結婚したら？)⇒好きな人いる？
- ・侮蔑する言葉づかい(ホモ・レズ・オカマ・オナベ)
- ・トランスジェンダーの性自認の否定

## (3) 孤立

### ①認識

- ・自分自身や生きづらさを説明できない  
⇒何者であるかわからない  
⇒生きづらさを相談できない

### ②人間関係

- ・学校にも家庭にも居場所がない
- ・性的マイノリティ  
⇔民族・人種的マイノリティ
- ・家族だけでなく学校の中でも本人だけと思いつむ
- ・ロールモデルをもちにくい

### ③相談

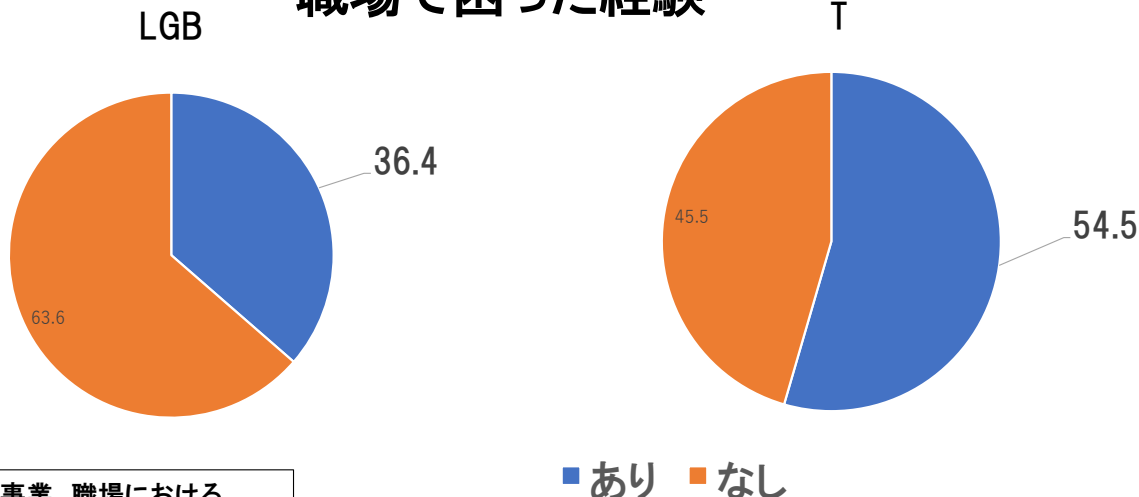
- ・周囲に相談できない
- ・相談した際に否定される(かも)  
⇒問題が深刻化しやすい



# 4 職場

(%)

## 職場で困った経験

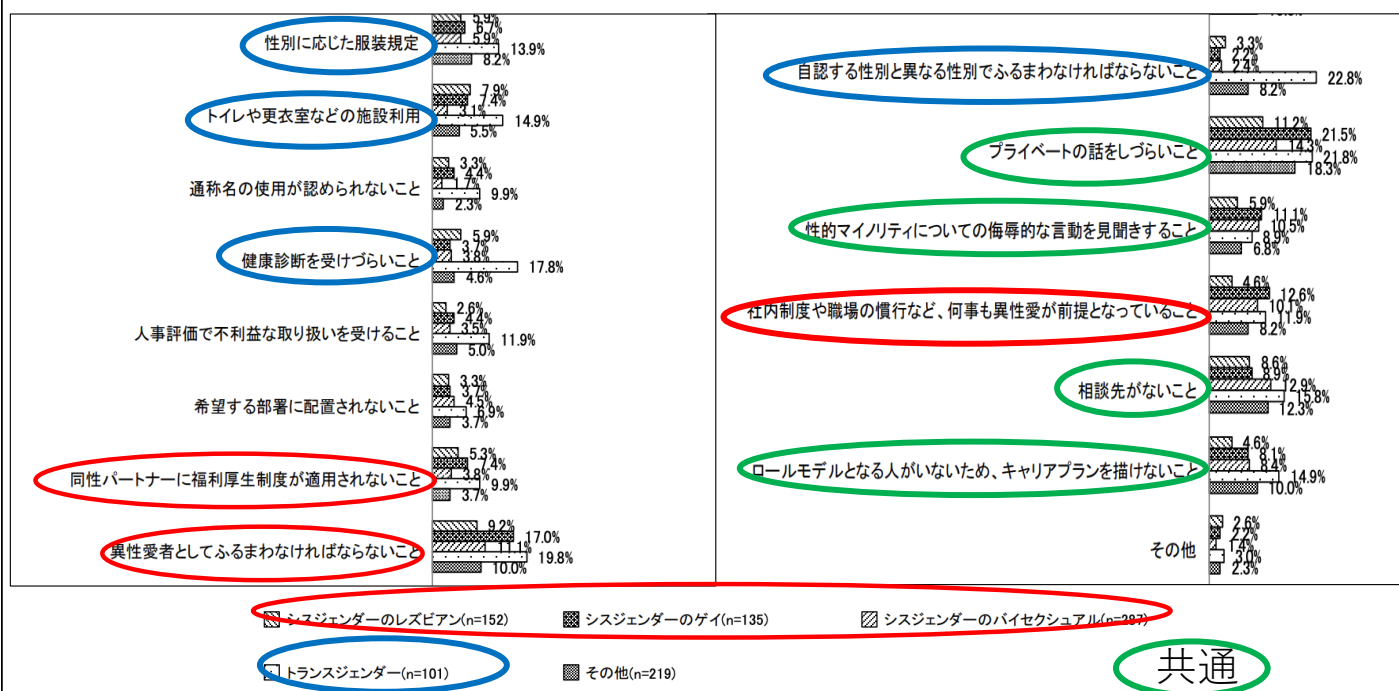


厚生労働省委託事業 職場における  
ダイバーシティ推進事業報告書、2020年

■あり ■なし

## 働く上で困っていること

厚生労働省委託事業 職場における  
ダイバーシティ推進事業報告書、2020年



シスジェンダーのレズビアン(n=152) シスジェンダーのゲイ(n=135) シスジェンダーのバイセクシュアル(n=207)

トランスジェンダー(n=101) その他(n=219)

共通

### ①性別に応じた規定・慣習(T)

性自認とは異なる性別での振る舞い:性別に応じた服装(制服・リクルートスーツ)、トイレ・更衣室などの施設利用、健康診断を受けづらい、通称名使用が認められない

### ②異性愛を前提とした規定・慣習(LGB)

異性愛者として振る舞わなければならない、社内制度や慣行が異性愛前提、同性パートナーに福利厚生が適用されない

### ③同僚や顧客からのハラスメントや不利益(共通)

性的マイノリティについての侮辱的な言動を見聞きすること、人事評価で不利益な扱い、希望する部署に配置されない

### ④その他(共通)

プライベートの話をしづらい、相談先がない、ロールモデルがない

Q 「部下から性的マイノリティであることを打ち明けられたら管理職の間で情報共有すべきである」に(賛成、反対)か？ その理由は？

# ※経産省職員訴訟・最高裁判決(2023年7月)

・原告X(トランスジェンダー女性): 女性ホルモンの投与を受け性同一性障害と診断、主治医の判断で性別適合手術は受けられず戸籍は男性のまま

・2010年: 職場で説明会  
女性用の更衣室や休憩室の使用を認める、トイレについては違和感を持っていると思われる女性が3人ほどいたことから執務階から2階以上離れた女性用トイレの使用を認める

・2013年: 人事院決定  
女性用トイレを自由に使用できるよう求めるが人事院は認めず→取消を求めて裁判へ

朝日新聞 2023年7月12日 朝刊 1ページ 東京本社

## 職場女性トイレ制限「違法」 トランスジェンダー訴え 最高裁認める

### 経産省の対応を問題視

性別少数者の就業環境 確保、戸籍上の性別変更を促す「最高裁判断」  
性別少数者の就業環境 確保、戸籍上の性別変更を促す「最高裁判断」  
性別少数者の就業環境 確保、戸籍上の性別変更を促す「最高裁判断」

#### 高裁判決破棄

- 判決の骨子
- 職員はトイレ利用の制限で日常的に相応の不利益を受けている
- 職員は戸籍上の性別変更に必要な性別適合手術を受けていないが、女性ホルモンの投与などをしている
- 職員は戸籍上の性別変更を求めたが、人事院の決定時点で、トランスジェンダーは想定できず、不利益を甘受させる具体的事情はなかった
- 判断は、他の職員への配慮を過度に重視し、職員の不利益を軽視するもので著しく妥当性を欠く

原告は、男性が女性として暮らすトランスジェンダーの経産省職員が、更衣室の共用やトイレの使用を不当に制限されたことを理由として、最高裁に訴えた。最高裁は、性別少数者の就業環境を確保し、戸籍上の性別変更を促す判断を示した。判決は、性別少数者の就業環境を確保し、戸籍上の性別変更を促す判断を示した。

## 第一審判決:

人事院の判定を違法

自認する性別に即した社会生活を送ることは重要な法的利益である

## 第二審判決:

人事院の判定を適法

戸籍上の性別が根幹

経産省は他の職員の不安等もあわせて考慮し、適切な職場環境を構築する責任

→トランスジェンダー女性の不安を考慮することは正当

## 最高裁判決:

全員一致の判断で控訴審判決を破棄

原告の事情を踏まえずに他の女性職員への配慮を過度に重視し、原告の不利益を不当に軽視し、著しく妥当性を欠く

渡邊裁判官: 控訴審判決は性的不安などを感覚的抽象的な懸念を根拠に判断

「性別変更条件に生殖不能手術」初の違憲判断 静岡家裁浜松支部  
(毎日新聞 2023/10/12)

申立人：鈴木げんさん（浜松市）

生殖機能を無くす手術を性別変更の条件とする性同一性障害特例法の規定が個人の尊重を定めた憲法13条に違反するかが争われた家事審判で、静岡家裁浜松支部は11日付で「規定は憲法13条に違反し、無効だ」とする決定を出した。同法の規定を違憲とする司法判断は初めて。特例法の規定は「生殖機能を永続的に欠くこと」を要件とし、性別変更を望む人に生殖不能手術を事実上強いている。家裁支部の関口剛弘裁判長は「当事者にとって戸籍上の性別を変更できることは切実で重要な法的利益。規定は意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約するもので、人権制約の態様や程度は重大だ」と指摘した。

憲法第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## 性同一性障害特例法要件訴訟・ 最高裁判決(2023年10月25日)

### 性別変更の5要件

- ①18歳以上
- ②現在結婚していない
- ③未成年の子がいない
- ④生殖不能要件(生殖腺がないか、その機能を永久に欠く)
- ⑤外観要件(変更する性別の性器に似た外観を備える)

違憲

判断せず  
差し戻し

身体への侵襲を受けない自由を侵害

高裁で審理が十分に尽くされていない

## 5 カップルやパートナーシップ

### (1)同性同士のカップル:結婚の選択肢がない

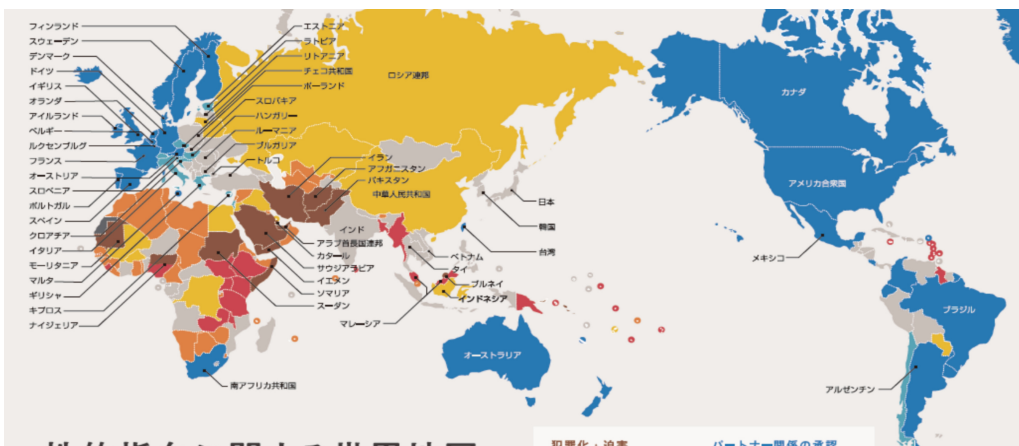
- ・35か国が同性婚を認めている
- ・G7で同性パートナーシップに関する法律の整備がないのは日本のみ
- ⇒相続、控除、医療、配偶者ビザ等における不利益

### (2)カップルで住居を借りにくい・購入しにくい

- ・同性カップルへの偏見
- ・共同でローンを組むことが難しい、公営住宅に応募できない

「同性のパートナーと6年付き合っているが未だに物件探しの際に“同性はお断り”とされる事が非常に多く、困っている。」

## 同性婚が認められている国と地域



同性婚が認められている国 35カ国  
結婚とほぼ同等の代替制度を持つ国 33カ国

死刑 12カ国  
禁固刑 57カ国  
事実上違法 14カ国

日本：犯罪化・保護  
いずれもなし

### (3) 病院で親族として認められない

- ・医師から病状の説明を受けられない
  - ・ICUなどの病室に入れない
  - ・手術の同意書にサインできない
- ⇒同性パートナーの意志の尊重は、病院の善意に委ねられる

## 佐藤郁夫さん(61歳)

「私は病気を抱えており、寿命はあと10年あるかどうかだろうと覚悟しています。…天国に行くのは私の方が先だろうと思っていますが、最期の際はパートナーの手を握って「ありがとう。幸せだった」と感謝して天国に向かいたいです」  
(2019年)

佐藤さんは2021年1月4日に脳出血で倒れて入院し、同月18日にパートナーのよしさんと妹が見守る中で亡くなった。享年61歳だった。

パートナーのよしさんが病院で受けた対応を永野弁護士は次のように語る。「入院先で、よしさんが勇気を持ってパートナーであると告げたにもかかわらず、医師は『親族でなければダメだ』と目の前にいるよしさんへの病状の説明を拒否し、別室から佐藤さんの妹に電話をかけました」



## 同性婚訴訟:5件中2件違憲、2件違憲状態、1件合憲

### ・札幌地裁判決(2021年3月17日)

異性愛者に婚姻を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に法的手段を提供しないのは**憲法14条(法の下での平等)違反**

### ・大阪地裁判決(2022年6月20日)

同性婚を認めない民法などの規定は**憲法に違反しない**(同性カップルが法的承認を受けられない問題を指摘、**将来違憲となる可能性**に言及)

### ・東京地裁判決(2022年11月30日)

同性愛者がパートナーと家族になる制度が存在しないのは**憲法24条2項に「違反する状態」**

### ・名古屋地裁判決(2023年5月30日)

「同性カップルの関係を国の制度として公に証明せず、保護する枠組みすら与えていない」のは**憲法24条2項違反**、「性的指向という自分で選択や修正する余地のないことを理由に婚姻に直接的な制約を課している」のは**憲法14条違反**と判断。

### ・福岡地裁判決(2023年6月8日)

「同性カップルに婚姻制度によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない」ことは**憲法24条2項に違反する状態と判断**

①性的指向:同性愛は精神疾患ではなく、自らの意志で選択したり治療によって変更されるものではない

②同性カップル:社会に公認された共同生活を営むことができていない

## Ⅲ パートナーシップ、ファミリーシップ制度について

## 自治体でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度の取り組み

・性的マイノリティの当事者2人をパートナー関係であると認証する制度

・東海地方:三重県・岐阜県・静岡県全域

愛知県21自治体、※愛知県24年4月～導入予定

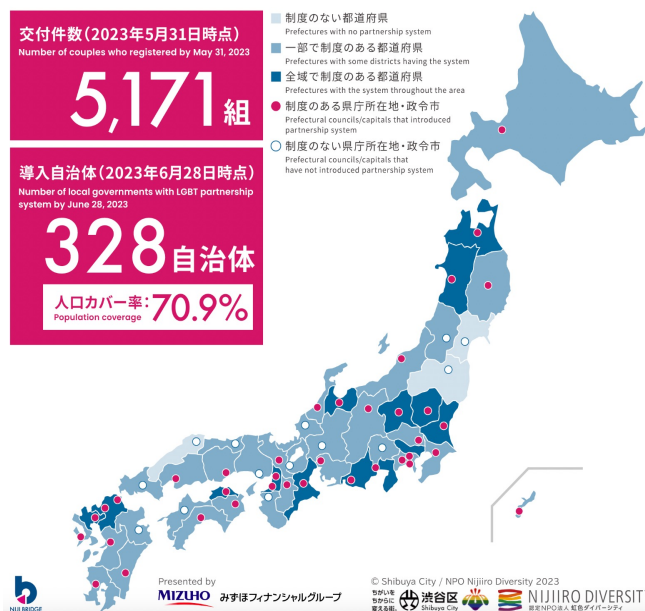
・自治体として性的マイノリティの存在を公的に承認し、支援することを宣言

・認証されたカップル:公営住宅の応募を認める、公立病院で家族として扱う

・民間でも認証されたカップルを家族と同様に扱うサービス提供の動き

・婚姻している異性カップルと同等に扱われるわけではない

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査  
Shibuya City Office・NPO Nijiro Diversity Collaborative Study of LGBT Partnership Coverage in Japan



## パートナーシップ、ファミリーシップ制度とは

自治体が一方もしくは双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の状態にあるカップルに対して、婚姻と同等であることを認証する制度

※ファミリーシップ制度:お2人のほかに、生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等へ子どもの名前を記載できる

※想定される性的マイノリティを含むカップル

①法律上同性同士のカップル

例:同性愛者同士(女性同士、男性同士)

トランスジェンダー男性(戸籍は男性、性自認は女性)とシスジェンダー女性

②法律上は異性同士のカップル

例:トランスジェンダー女性(戸籍は男性、性自認は女性)とシスジェンダー女性

⇒法律上は婚姻できるが、性自認が尊重されない



## 対象の拡大

2015 戸籍上の性別が同じ二者間(渋谷区)

2017 一方または双方が性的マイノリティ(札幌市)

2019 同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二者(千葉市)

2021 2者のほかに子どもや親などの近親者(以下「近親者等」)を含む家族  
の関係を届け出た場合には、合わせて証明(明石市)  
⇒ファミリーシップ制度

## 認証の方法

### 1)パートナーシップ証明制度 (渋谷区)←条例

公正証書を提出してもらい、パートナー関係を区が証明

### 2)パートナー(ファミリー)シップ 宣誓制度(世田谷区～)←要綱

カップル:担当職員の前でパートナーシップ宣誓書に記入、提出

職員:宣誓書受領書を交付

	条例	要綱
証明	渋谷区・港区など	
宣誓書 受理	いなべ市 など	世田谷区 など

# 名古屋市ファミリーシップ制度(宣誓型)

様式1

年 月 日

ファミリーシップ宣誓書

(宛先) 名古屋市長

私たちは、名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名 (印)		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
(転居後の住所)		

生計を同一とする子(受領証等に記載を希望する場合)

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
(転居後の住所)		

※15歳に達した方は本人の自署であることが必要です。

(代筆者) 氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

ファミリーシップ宣誓書

様式2の1

第 号  
年 月 日

ファミリーシップ宣誓書受領証

宣 誓 者

氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
※転入予定の場合 (転入予定日)	年 月 日	年 月 日

宣 誓 日  
年 月 日

名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

名古屋市長 印

宣誓書受領証

様式3の1

2023年12月末現在126組  
宣誓書受領書交付組数

(表面)

ファミリーシップ宣誓書受領証明書カード  
名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、お二人からファミリーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 年 月 日 第 号  
様 様  
名古屋市長 印

(裏面)

この制度は、名古屋市として、お二人が人生のパートナーとして宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消されるよう取り組むものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方は住所変更(任意)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

本人 パートナー

※ ( ) ※ ( )  
生年月日 生年月日

【特記事項】 ※通称名を使用している場合、戸籍上の氏名  
発行：名古屋市男女平等参画推進課

宣誓書受領証明書カード

## 要件

1. パートナーシップの関係にあること。
2. 成年に達していること。
3. どちらか1人が県内に住所を有していること又は2人とも県外に住んでいても、どちらか1人が3カ月以内に県内への転入を予定していること。
4. 配偶者がなく、宣誓しようとする相手方以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
5. 宣誓しようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。ただし、**パートナーシップの関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合は宣誓をすることが可能。(岐阜県パートナーシップ宣誓制度)**

# 愛知県が「ファミリーシップ制度」導入へ 来年4月開始の方針、子ども含む制度は都道府県で初

愛知県は、LGBTなどの性的少数者を含むすべてのカップルとその子どもらを公的に「家族」とみなす「ファミリーシップ制度」について、導入に向けた検討を始めると発表しました。

この制度は、性的少数者や事実婚など、様々な事情で婚姻制度を利用できないカップルやその子どもに対し、公的な「家族」として行政サービスが受けられるように自治体が証明書を発行するものです。

愛知県は、性別にかかわらずすべてのカップルやその子どもを、制度の対象にする方針です。子どもを含めた形でのファミリーシップ制度の導入は都道府県単位では初めてです。

この制度によって、県営住宅の入居や県営病院での面会などで家族関係と同様の取り扱いが認められるということです。

愛知県は今後、専門家の意見なども踏まえ制度の詳細を検討し、来年4月の運用開始を目指しています。（メーテレ 2023年8月18日）

## 愛知・岐阜LGBTQ「声をあつめる」プロジェクト アンケート結果

回答者の性のあり方

### 1 目的

①愛知・岐阜エリアのLGBTQから、差別や困りごとの経験、自治体に対する要望を集める

②要望を踏まえ、パートナーシップ制度をはじめとする、性的指向や性自認に関するさまざまな施策の実施を自治体に求める

### 2 方法

web上にてアンケート調査（日本語、英語、ポルガル語）を実施した。調査期間は2021年3月19日～4月30日

### 3 対象

愛知県・岐阜県に在住・在勤・在学している人および過去に在住・在勤・在学していた人。回答者が性的マイノリティであるか、否かは問わない

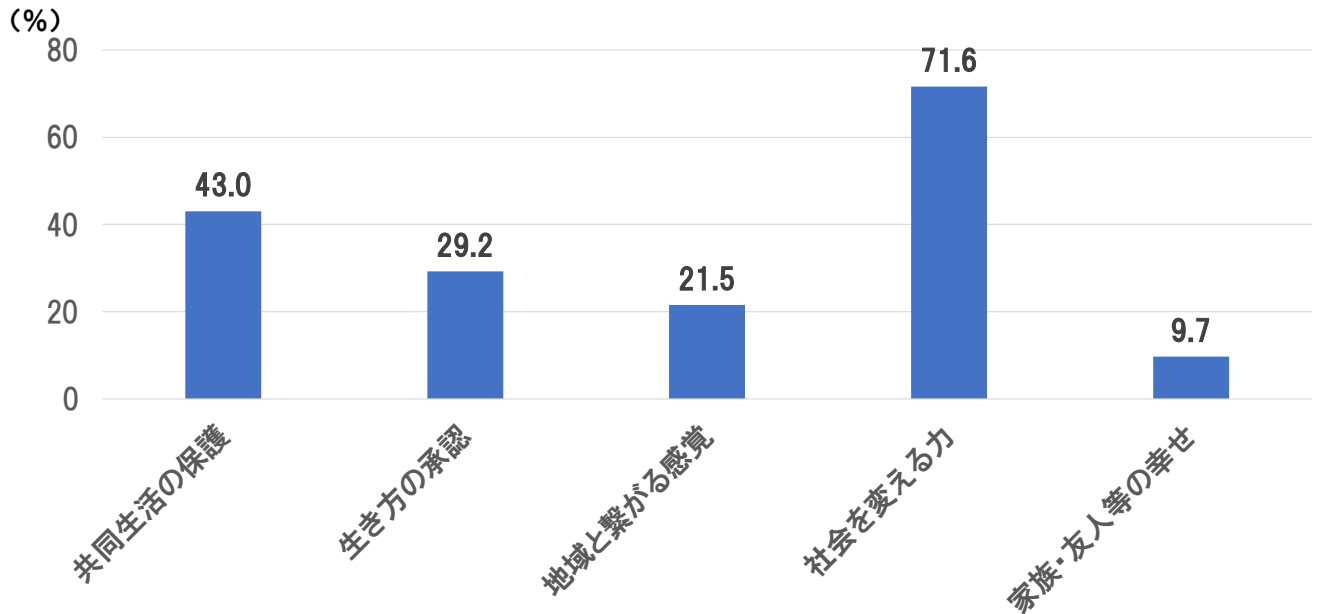
### 4 回収数

有効回答数465人（愛知県378人、岐阜県87人）

	n	%
ゲイ	88	18.9
レズビアン	64	13.8
Xジェンダー／ノンバイナリー	47	10.1
ヘテロセクシュアル	40	8.6
トランスジェンダー	39	8.4
バイセクシュアル	37	8.0
パンセクシュアル	31	6.7
シスジェンダー	27	5.8
クエスチョニング	22	4.7
アセクシュアル	12	2.6
女性	8	1.7
男性	6	1.3
その他	34	7.3
無回答	47	10.1

# パートナーシップ制度を望む理由

N=465



(愛知・岐阜にパートナーシップ制度を求める会 2021)

## 1 共同生活の保護

- ①同性カップルが住居を探すときに不動産業者・所有主から断られる現状を変える
- ②医療機関で家族と認められない現状を変える
- ③パートナーとの関係が周囲や親族に理解されにくい現状を変える

## 2 性的マイノリティの生き方が承認される

- ①身近な行政から家族として認められる
- ②性的マイノリティの子ども・若者が希望をもち成長できる環境づくりにつながる

## 3 地域とつながる感覚を持てる

- ①パートナーシップ制度のある自治体に住みたい
- ②パートナーシップが公証されることで、地域貢献の意識が生まれる

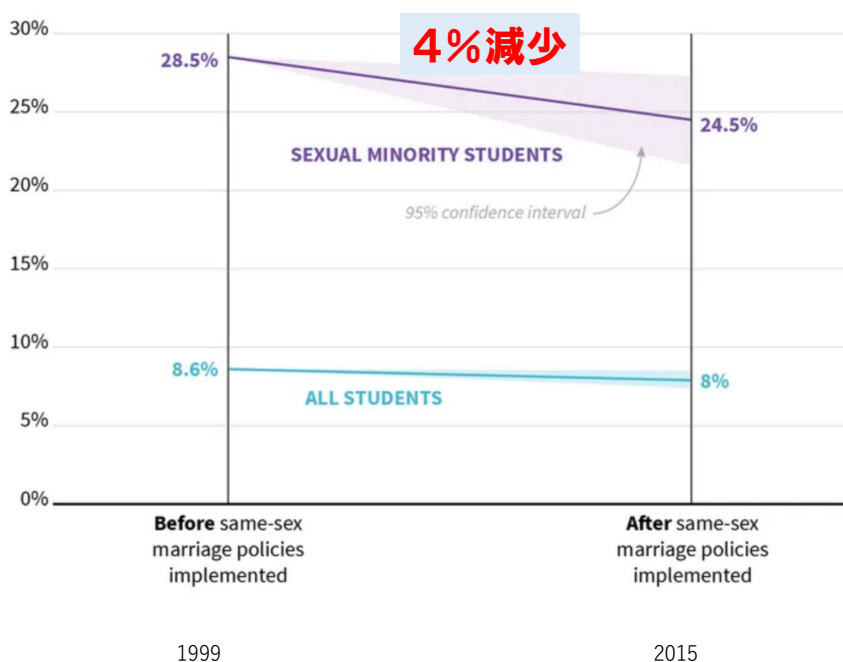
#### 4 社会を変える力になる

- ①自治体が動くことで民間の扱いを変える力になる
- ②同性婚の法制化に繋がる
- ③生きる上での選択肢が増える

#### 5 家族・友人・知人の幸せに繋がる

- ①友人に同性パートナーがいる
- ②友人のトランス男性がパートナーの女性と付き合っている
- ③息子が同性愛者である
- ④部下がパートナーシップ制度を望んでいる

## 同性婚の導入と自殺未遂の関係



アメリカで同性婚が承認された2015年以前に同性婚を認めていた州：  
1999年と2015年の高校生の自殺未遂の割合を比較  
⇒全米では1年間に134,000人の高校生の自殺を減らすと試算  
⇒パートナーシップの承認は性的マイノリティの若者の命を救うことにつながる

[https://www.huffpost.com/entry/same-sex-marriage-laws-lgbt-teen-suicide-attempts\\_n\\_58ac934ae4b02eb3a982e288](https://www.huffpost.com/entry/same-sex-marriage-laws-lgbt-teen-suicide-attempts_n_58ac934ae4b02eb3a982e288)

## パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の効果：

婚姻とは異なる：認証されても法律に基づく権利・義務は発生しない  
⇒自治体としてカップルの思いを受け止めできることに取り組む

### 自治体の取り組みの促進：

公立住宅への入居応募資格の付与

公立の医療機関：認証したカップルを家族として扱う

パートナーシップ認証した自治体職員に祝い金を支給 など

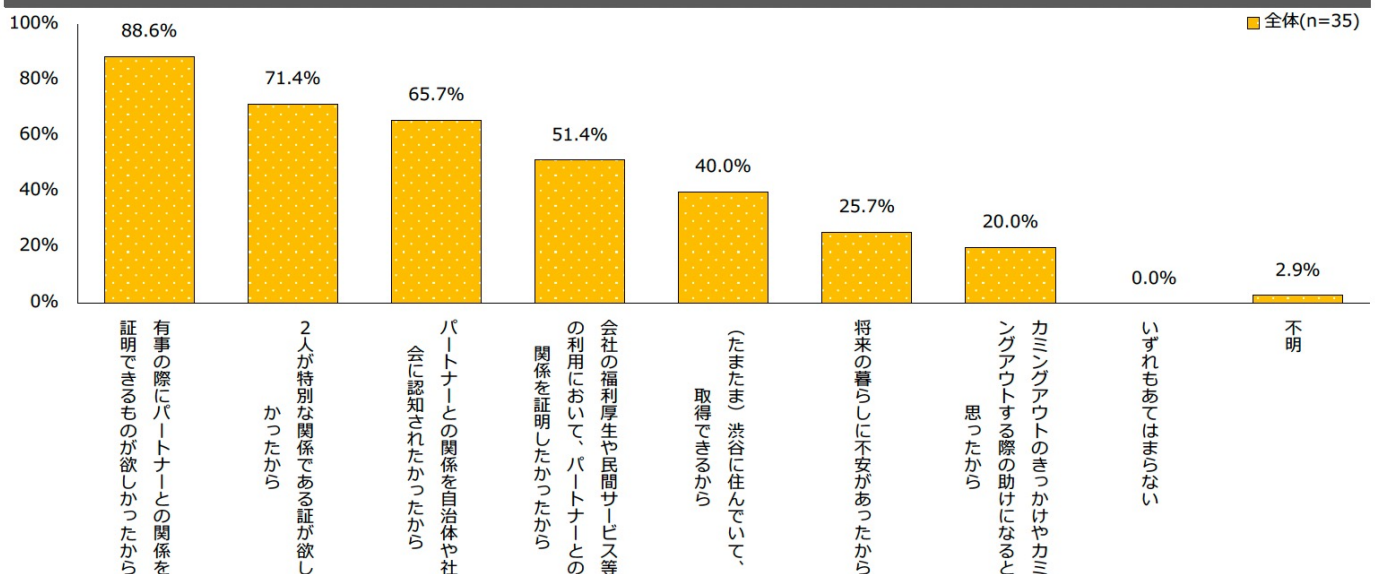
### 民間への波及：

民間企業：福利厚生の対象とする

民間医療機関：家族として扱う

同性カップルへのサービス提供（保険、不動産、電話会社等）

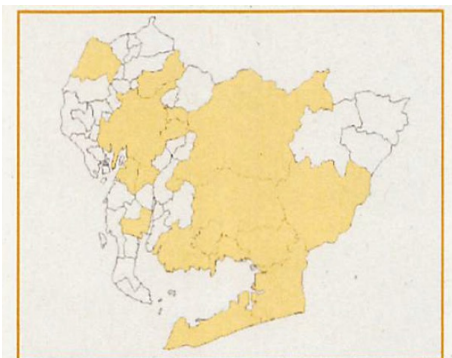
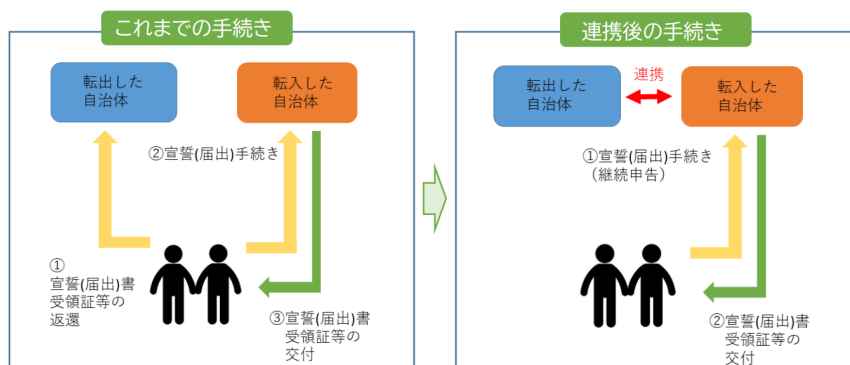
Q19. 渋谷区パートナーシップ証明書を取得した理由（複数回答）



# パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携

2023年10月17日より、愛知県内で同様の制度を実施している18自治体で連携を開始、転居時に必要となる手続きを簡素化

【連携自治体】名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市 豊田市 西尾市 蒲郡市 新城市 東海市 大府市 知立市 日進市 田原市 長久手市 幸田町



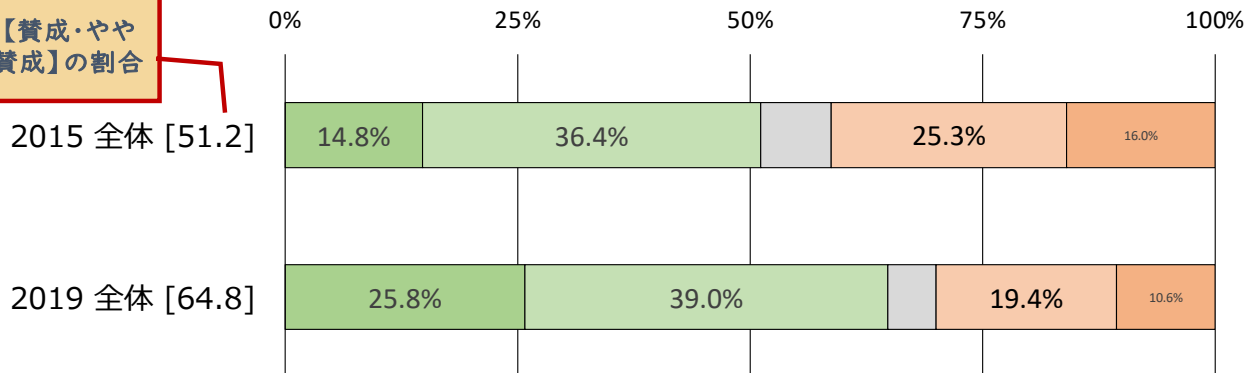
## 同性婚にかかわる意識調査

性的マイノリティ全国意識調査

同性婚についての賛否

■ 賛成 ■ やや賛成 □ 無回答 ■ やや反対 ■ 反対

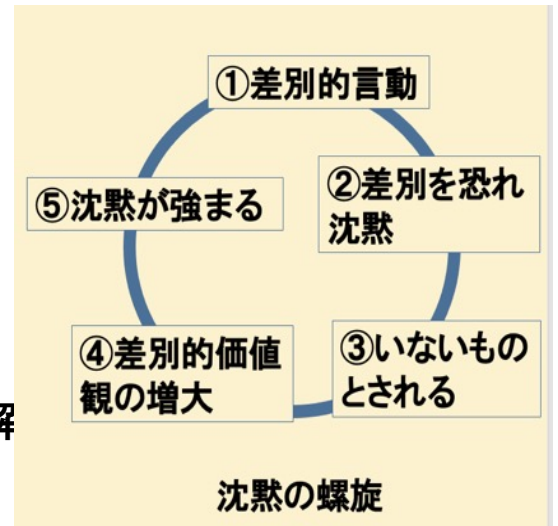
【賛成・やや賛成】の割合



2015年に比べ、2019年は[賛成]が13.6ポイント増  
⇒約3分の2が同性婚に[賛成]と回答。一方で[反対]は2019年で約3割

# おわりに：特権を持つ＝社会を変えやすい立場

- ・性的マイノリティのカミングアウト  
⇒多大な犠牲と隣り合わせ
- ・マジョリティ特権＝声をあげやすい  
「中立」とみなされやすい  
「もしかしてそうなの」と言われることを  
恐れない
- ・アライ(ally):  
マジョリティ集団に属しながら性の多様性を理解し差別を是正するため行動する人  
⇒増える→マイノリティも声を上げやすい



## IV 自治体に求められる取り組み： 性的マイノリティの不安と求められる配慮・対応



# 求められる配慮・取り組み

## 1 住民に性的マイノリティがいることを常に想定する

・性的マイノリティと言われてから対応するのではなく、つねにサービスを受け  
る人・相談者にいる可能性を想定する

### ①同性カップルの可能性を考える

×彼氏、彼女、夫・妻・配偶者

⇒好きな人、パートナーなど

### ②トランスジェンダーの可能性を考える

・性別を尋ねる必要はあるか検討する？ 聞く場合配慮ある聞き方にする  
(次ページの富山県のチラシを参照)

・名前を呼ぶ場合:フルネームでなく姓で呼ぶ、番号を使う

(身分証等の性別と外見の性別が異なることがある)

・自治体の事業が異性愛者・シスジェンダーを前提にしていらないか確認する  
(相談事業、公営住宅、医療機関、介護・福祉施設など)

## その性別欄、必要ですか？

～ 性的少数者の人たちへの配慮について ～

### 申込書やアンケートなどを記入するとき、 困っている人がいます

生物学的な性(身体の性)と自認する性(こころの性)が一致しない人(性同一性障害の方やトランスジェンダー)などの性的少数者(セクシャルマイノリティ)の中には、性別を記入するとき、こころの性と異なる性別を記入することへの抵抗感により、精神的に苦痛を感じる方がおられます。

#### 困りごとの例

- ※どう記入してよいか悩む
- ※名前から分かる性別や見た目の性別と、記入した性別が異なると、何度も確認されることが、不利な思いをされないか不安
- ※性別記入により、本人の了解なく第三者に漏洩(アウティング)されないか不安
- ※学校で作品募集のチラシが配られたが、応募用紙に性別欄があったため応募をあきらめざるをえなかった

### 性別欄を見直してみよう！

近年、性の多様性についての理解や配慮の動きが広がっています。  
あなたの組織には、性別欄を削除しても業務に支障がないものがありますか？  
削除できなくても、性別の記入の仕方を工夫できませんか？

#### 性別の記入の仕方の工夫(例)

例① 男女の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。

性別 [ 男 ・ 女 ・ 回答しない ]

※該当に○を付けてください。(記入は任意です。)

性別 [ (  男 ・  女 ・  ) ]

※該当の□に✓を付けてください。(記入は任意です。)

例② 自由記入とし、未記入も可とする。

性別 [ \_\_\_\_\_ ]

※答えたくない方は記入不要です。

◆富山県における取組み◆ 県では、トランスジェンダーなどの性的少数者の人たちの心情に配慮し、当事者に寄り添った取組みとして、県に提出を求める文書(申請書、届出書など)や県民に交付する文書(証明書、許可証など)の性別記載について、県が見直しを検討することができる様式の性別欄を削除または性別の記載を工夫することとしました。

## 2 不要な男女分けをしない

### ・男女のみの区分の問題点:

周囲の目を気にして区分された場所等を使えない、  
性自認が男女いずれかに限定できない場合がある

### ・男女以外の区分を設ける

多目的トイレを設ける

更衣室内の場合は室内に仕切りを設けて個室をつくる・別室を用意

## 3 性的マイノリティであることを他の職員・部署に伝える前に本人確認 (アウティング防止)

## 4 制度を作る

・性的マイノリティが安心して地域に暮らせる制度や宣言をおこなう

①パートナーシップ・ファミリーシップ制度

②自治体として性的マイノリティの困難に寄り添うことを表明・宣言する  
(豊明市:LGBT とともに生きる宣言)

## 5 安全な地域をつくるための啓発

・理解促進のための職員研修

・市民啓発イベントの実施、リーフレットの作成

## ※災害時の不安への対応

東日本大震災で性的マイノリティは避難所・避難生活において特有の困難を抱えていることが顕在化

①避難所の名簿：性別を選択式にしない、個別記入式にする、記入は任意に

(誰でも性別が見える形式にしない)

②物資を受け取りにくい人がいることを考慮し個別に届ける

③支援物資は男女に分けずにS・M・Lで分ける

④生理用ナプキンはトイレに・かげに置く

(女性用下着、生理用品などは外見の性と性自認が異なる場合は受け取りにくい)

⑤男女別のトイレの他、誰でも使えるトイレを用意する

⑥更衣室や入浴施設は一人ずつ使える時間帯、シャワーを設ける

⑦名前(姓と名)を呼ばない、呼ばれたい名前で対応する

⑧家族単位で区切らず、誰といたいかを確認して、その単位で区切る。間仕切りを用意し、プライバシーを保つ(同性カップルは周囲の目を気にして避難しにくい)

⑨仮設・支援住宅に同性カップルが入居できるよう制度設計を行う  
(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓したカップル・家族が利用)

**レインボー・ホットライン**  
(性的マイノリティ相談)

当事者、家族、同僚etc 気軽にどうぞ！

★電話相談

毎月第1月曜19～22時

0120-51-9181

(フリーダイヤル)

★LINE相談レインボー・ホットライン

毎週月曜日 19時～22時(受付21時まで)

NPO法人 PROUD LIFE

**よりそいホットライン**

**性別の違和や同性愛に関わる相談**

24時間フリーダイヤルの相談窓口となっていますので、ご都合のよい時間にお電話ください。

**セクシュアルマイノリティ専門ライン**

**0120-279-338**

ガイダンスが流れたら、4を押してください。セクシュアルマイノリティ専門ラインにつながります。